

社援発0329第32号
令和6年3月29日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日（第7の3（3）ア（タ）の改正部分については同年6月1日）から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう御配慮されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施責任</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 居住地のない介護老人保健施設又は介護医療院入所者であつて、支援法による介護支援給付を適用されている被支援者が、当該支援給付の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護支援給付の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任(2の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 居住地又は現在地の認定は次によること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる施設に收容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負い、現在地支援を行うこと。</p> <p>ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによる</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施責任</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であつて、支援法による介護支援給付を適用されている被支援者が、当該支援給付の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護支援給付の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任(2の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 居住地又は現在地の認定は次によること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる施設に收容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負い、現在地支援を行うこと。</p> <p>ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとし</p>

こととして差し支えない。

ア 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性自立支援施設又は女性相談支援センターの行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による女性相談支援センターが自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第5 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1～5 (略)

6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

7～41 (略)

第6 最低生活費の認定

1 (略)

2 一般生活費

(1) (略)

(2) 加算

ア (略)

イ 障害者加算

(ア)～(イ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶

て差し支えない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第5 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1～5 (略)

6 売春防止法

7～41 (略)

第6 最低生活費の認定

1 (略)

2 一般生活費

(1) (略)

(2) 加算

ア (略)

イ 障害者加算

(ア)～(イ) (略)

(オ) 介護人をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶

養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、106,820円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ～ケ (略)
 (3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア (略)

(7) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

- a 支援給付開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区分	金額
再生にすることができる場合	1組につき <u>15,000円以内</u>
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>21,900円以内</u>

(イ) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり 15,000円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合

養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,800円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ～ケ (略)
 (3)・(4) (略)

(5) 被服費

ア (略)

(7) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

- a 支援給付開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区分	金額
再生にすることができる場合	1組につき <u>14,200円以内</u>
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>20,800円以内</u>

(イ) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり 14,600円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合

において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,400円以内</u>	<u>38,400円以内</u>
4人まで	<u>40,700円以内</u>	<u>65,000円以内</u>
5人	<u>52,400円以内</u>	<u>82,600円以内</u>
6人以上1人を増すごとに 加算する額	<u>7,600円以内</u>	<u>11,300円以内</u>

(I) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

55,600円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,700円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 25,200円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第6の総論に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると

において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>20,600円以内</u>	<u>37,000円以内</u>
4人まで	<u>39,300円以内</u>	<u>62,700円以内</u>
5人	<u>50,500円以内</u>	<u>79,700円以内</u>
6人以上1人を増すごとに 加算する額	<u>7,300円以内</u>	<u>10,900円以内</u>

(I) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

53,500円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,500円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 21,700円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第6の総論に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると

認められるときは、34,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）～（オ）（略）

イ 暖房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、27,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が27,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、67,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、67,

認められるときは、32,300円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、51,500円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）～（オ）（略）

イ 暖房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、24,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が24,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、62,

000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。

エ 支給方法 (略)

(7)～(9) (略)

3～5 (略)

6 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第6により難しいこととなったときは、生活保護法の基準別表第6の1について、363,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、生活保護法の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、363,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) (略)

7 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)

技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。

(ア)・(イ) (略)

000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。

エ 支給方法 (略)

(7)～(9) (略)

3～5 (略)

6 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第6により難しいこととなったときは、生活保護法の基準別表第6の1について、361,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、生活保護法の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、361,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) (略)

7 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)

技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、149,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(イ) 上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額238,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

イ (略)

(3) (略)

8・9 (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、146,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(イ) 上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額233,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ)～(キ) (略)

イ (略)

(3) (略)

8・9 (略)

第7 収入の認定

1・2 (略)

3 認定指針

(1)・(2) (略)

(3) 収入として認定しないものの取扱い

ア 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち39,390円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(リ) (略)

(ロ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる保証給付ごとに次に定める額

a 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

36,930円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

18,470円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

11,110円

b 遺族補償費

36,930円

第7 収入の認定

1・2 (略)

3 認定指針

(1)・(2) (略)

(3) 収入として認定しないものの取扱い

ア 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち38,160円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(リ) (略)

(ロ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる保証給付ごとに次に定める額

a 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

35,780円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

17,890円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

10,760円

b 遺族補償費

35,780円

(フ)～(ト) (略)

イ～キ (略)

(4)・(5) (略)

第8～第10 (略)

(フ)～(ト) (略)

イ～キ (略)

(4)・(5) (略)

第8～第10 (略)